

○内閣府令第六十六号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年九月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(専門子会社の業務等)<br/>第十七条の二 「略」</p> <p>〔2〕5 略〕</p> <p>6 法第十六条の二第二項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(専門子会社の業務等)<br/>第十七条の二 「同上」</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> <p>6 「同上」</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの</p> <p>三 「略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>〔7〕15 略</p> | <p>二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>〔7〕15 同上</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>   |  |

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第二条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">(専門子会社の業務等)<br/>第四条の三 「略」</p> <p>〔2〕5 略〕</p> <p>6 法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p style="text-align: center;">「イ・ロ 略」</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">(専門子会社の業務等)<br/>第四条の三 「同上」</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> <p>6 「同上」</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p style="text-align: center;">「イ・ロ 同上」</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの</p> <p>三 「略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>〔7〕15 略</p> | <p>二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>〔7〕15 同上</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>   |  |

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第三条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

|     |   |
|-----|---|
| 改正後 | <p>(専門子会社の業務等)<br/>第七十条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> |
| 改正前 | <p>(専門子会社の業務等)<br/>第七十条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p>   |



|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: right;">「イ・ロ 略」</p> <p>二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用）その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。</p> <p>。の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が一以上であるもの</p> <p>三 「略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「5～13 略」</p> | <p style="text-align: right;">「イ・ロ 同上」</p> <p>二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入）その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。</p> <p>。の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が一以上であるもの</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>「5～13 同上」</p> |
|--|--|

備考 表中の「」の記載は注記である。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p style="text-align: center;">(専門子会社の業務等)</p> <p>第十条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p style="text-align: center;">(専門子会社の業務等)</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの</p> <p>三 「略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>〔5〕13 略</p> | <p>二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>〔5〕13 同上</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>   |  |

(保険業法施行規則の一部改正)

第五条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

|       |   |
|-------|---|
| 改 正 後 | <p>(専門子会社の業務等)<br/>第五十六条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項(店頭売買有価証券登録原簿への登録)の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> |
| 改 正 前 | <p>(専門子会社の業務等)<br/>第五十六条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>一 中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p>   |

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

〔三・四 略〕

〔号を削る。〕

五〇十一 〔略〕

6 前項に規定する会社のほか、同項第一号から第三号までに掲げる会社であつた会社であつて、その事業の成長発展等により中小企業者でなくなり、かつ、中小企業者でなくなったとき以後においても同項第一号から第三号までの規定（中小企業者に係る部分を除く。）に該当するもの（以下この条において「新興企業者等」という。）も、保険会社の特定子会社（第九項に規定する会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、当該前項第一号から第三号までに掲げる会社であつた会社が新興企業者等となつたときに、当該特定子会社が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社が

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

〔三・四 同上〕

五〇 中小企業等経営強化法第十六条第一項（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）に規定する認定を受けている会社

六〇十二 〔同上〕

6 前項に規定する会社のほか、同項第一号から第五号に掲げる会社であつた会社であつて、その事業の成長発展等により中小企業者でなくなり、かつ、中小企業者でなくなったとき以後においても同項第一号から第五号までの規定（中小企業者に係る部分を除く。）又は同項第五号の規定に該当するもの（以下この条において「新興企業者等」という。）も、保険会社の特定子会社（第九項に規定する会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、当該前項第一号から第五号まで又は第五号に掲げる会社であつた会社が新興企業者等となつたときに、当該特定子会社が次の各号に掲げるいずれかの要件

その要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第七百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

「一〇三 略」

7 「略」

8 前三項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第五十八条の三第一項第九号及び第五十八条の六第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第七百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第八十五条第一項第七号及び第七号の三、第七章、第八章並びに第二百一十一条の三十五第一項第五号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日まで

に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第七百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

「一〇三 同上」

7 「同上」

8 「同上」



の間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 新規事業分野開拓会社（第五項第一号から第三号までに規定する会社、新興企業者等並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第一号から第三号までに規定する会社並びに第六項の規定により法第六十六条第一項第十三号及び第七百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二 事業再生会社（第五項第四号から第十一号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の

一 新規事業分野開拓会社（第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社、新興企業者等並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社並びに第六項の規定により法第六十六条第一項第十三号及び第七百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二 事業再生会社（第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若し

取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第四号から第十一号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項第八号及び第九号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

〔9〕11 略〕

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七 〔略〕

〔2〕5 略〕

6 前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項において「新規事業分野開拓会

くは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

〔9〕11 同上〕

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七 〔同上〕

〔2〕5 同上〕

6 〔同上〕

社等」という。)の議決権を当該各号に規定する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数(総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 新規事業分野開拓会社(第五十六条第五項第一号から第三号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。))により取得されたとき(当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき)に同項第一号から第三号までに規定する会社に該当していたもの(その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。)をいう。)その議決権の取得の日から十五年を経過する日

一 新規事業分野開拓会社(第五十六条第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。))により取得されたとき(当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき)に同項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社に該当していたもの(その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。)をいう。)その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二 事業再生会社（第五十六条第五項第四号から第十一号までに規定する会社及びこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に同項第四号から第十一号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項第八号及び第九号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

〔7〕10 略

二 事業再生会社（第五十六条第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社及びこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に同項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

〔7〕10 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第六条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p>(投資に関する事項について知識及び経験を有する者)<br/>     第二百三十三条の三 令第十七条の十二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、その取得する出資対象事業持分に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 次に掲げる業務のいずれかに、会社の役員若しくは従業者（特に専門的な能力であつて当該業務の継続の上で欠くことができないものを發揮して当該業務に従事した者に限る。）又は会社との間で当該業務の助言を行うことを約し、当該会社がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を締結した者として従事したと認められる期間が通算一年以上であつて、当該業務に最後に従事した日から当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日までの期間が五年以内である者</p> <p>イ 会社の設立、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利<sup>用</sup>その他の新たな事業活動をいう。）の実施に関する業務</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p>(投資に関する事項について知識及び経験を有する者)<br/>     第二百三十三条の三 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 「同上」</p> <p>イ 会社の設立、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入<sup>その他</sup>の新たな事業活動をいう。）の実施に関する業務</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>「ロ」ニ 略」</p> <p>「八・九 略」</p> <p>十 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。）</p> <p>「十一・十二 略」</p> | <p>「ロ」ニ 同上」</p> <p>「八・九 同上」</p> <p>十 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十二条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。）</p> <p>「十一・十二 同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>  |   |

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下この条において「改正前中小強化法」という。）第十六条第一項に規定する認定を受けている会社（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前中小強化法第十六条第一項に規定する認定を受けた会社を含む。）については、なお従前の例による。